

地区 整備 計画	地区 の 区分	地区の名称	戸建・低層住宅地区（古江台6丁目（1））	
		地区の面積	約3.0ha	
	建築物等 に関する 事項	建築物等の用途の 制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅（住戸の数が3以上の長屋及び共同住宅を除く。以下「住宅」という。）</p> <p>(2) 住宅で事務所その他これに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第130条の3（第2号から第5号までを除く。）に定めるもの</p> <p>(3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(4) 公民館</p> <p>(5) 集会所</p> <p>(6) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に定める公益上必要な建築物</p> <p>(7) 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5に定めるものを除く。）</p>	
		建築物の容積率の 最高限度	15/10	
		建築物等の敷地面積の 最低限度	150㎡	
		建築物等の高さの 最高限度	10.0m（軒の高さにあつては7.0m）	
		壁面の位置の制限	<p>1 建築物の外壁又はこれにかわる柱は、計画図に示す壁面の位置の制限に反して建築してはならない。</p> <p>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。</p> <p>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるとき。</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途に供する建築物にあつては、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるとき。</p>	
		建築物等の形態又は 色彩その他の意匠の 制限	<p>(1) 建築物等の形態又は色彩その他意匠については、周辺の街並みとの調和を図るものとし、敷地については、緑化に努めなければならない。</p> <p>(2) 屋外広告物を設置するときは、周囲の環境と調和するよう、設置場所、大きさ、色彩等に配慮しなければならない。</p>	
		垣又は柵の構造の 制限	道路に面する垣又は柵で建築物に附属するものは、ネットフェンス、鉄柵等の視界を遮らないもの又は生け垣でなければならない。	

「区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」